

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

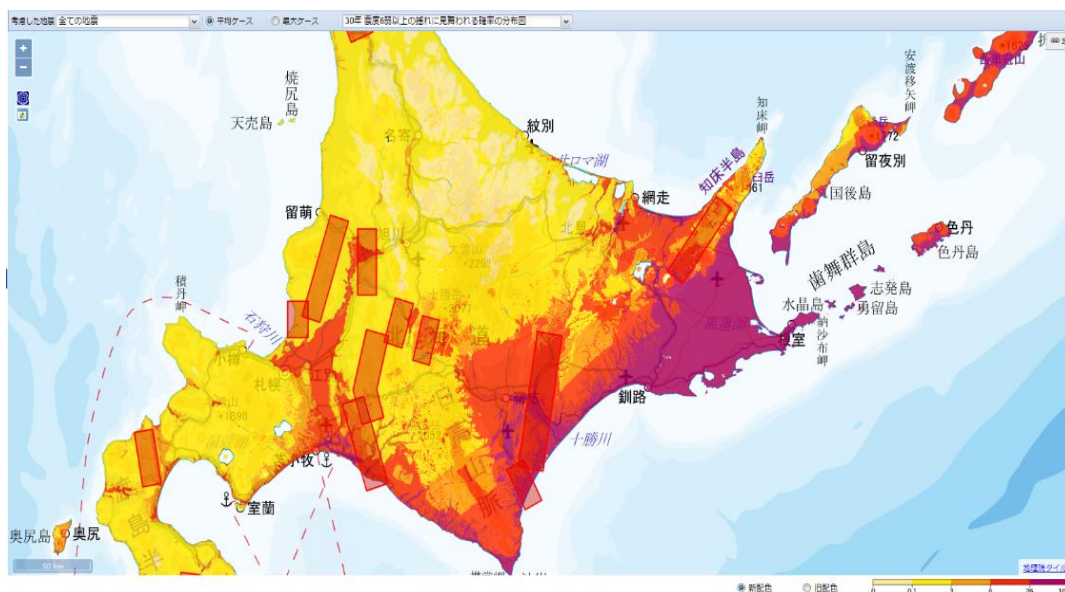
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

釧路町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が上げられ、これまでも当町は大きな地震被害にあってきた。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年以内で70%以上の確率で発生すると言われており、平成5年1月、平成16年11月の釧路沖地震では震度6弱の地震が発生しているなど定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、約295万戸が停電したことによって、町内でも電力が復旧するまでの商品の廃棄や物流が途絶えた影響により、売り上げが減少した。



(出典：地震ハザードステーション)

(津波：釧路町津波ハザードマップ)

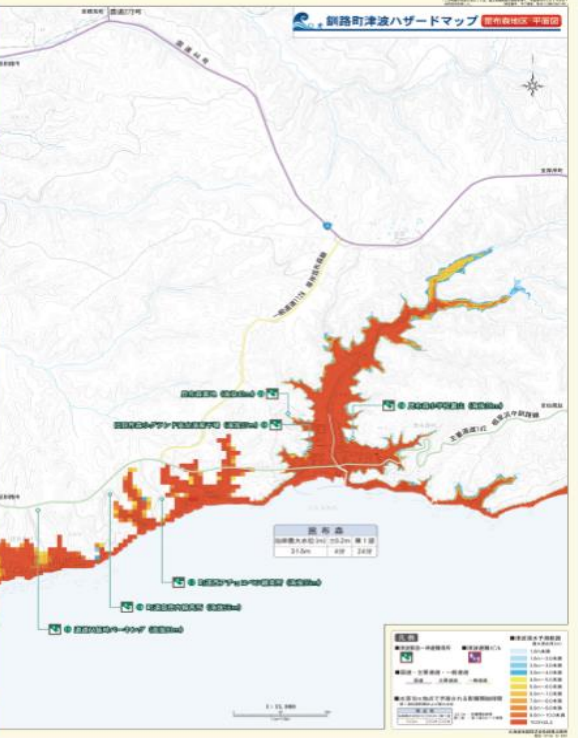
当町のハザードマップによると大きな津波被害が予想される地区として町内事業所の約7割が集積しているセチリ太地区と漁業や水産業の事業所が立地する昆布森地区となっており、津波による最大浸水はセチリ太地区 7m、昆布森地区 31mの地点まで津波が遡上すると想定されている。

地区名	想定される最大浸水深	小規模事業者数
セチリ太地区	1 m～7m未満	516
東陽中央地区	1 m～6m未満	86
遠矢地区	1 m～3m未満	81
昆布森地区	1 m～10m以上	10

釧路町津波ハザードマップ 釧路町鳥瞰図

この津波ハザードマップは、釧路町から津波が押し寄せた際に、想定される被害の範囲や、被害の程度を予測して作成したもので、あくまで参考情報としてご利用ください。実際の被害の範囲や程度は、津波の規模や地形、建物の耐震性などによって大きく異なる場合があります。また、このマップは、最新のデータに基づいて作成されていますが、最新のデータに基づいて作成されています。

KUSHIRO Town • TSUNAMI Hazard Map

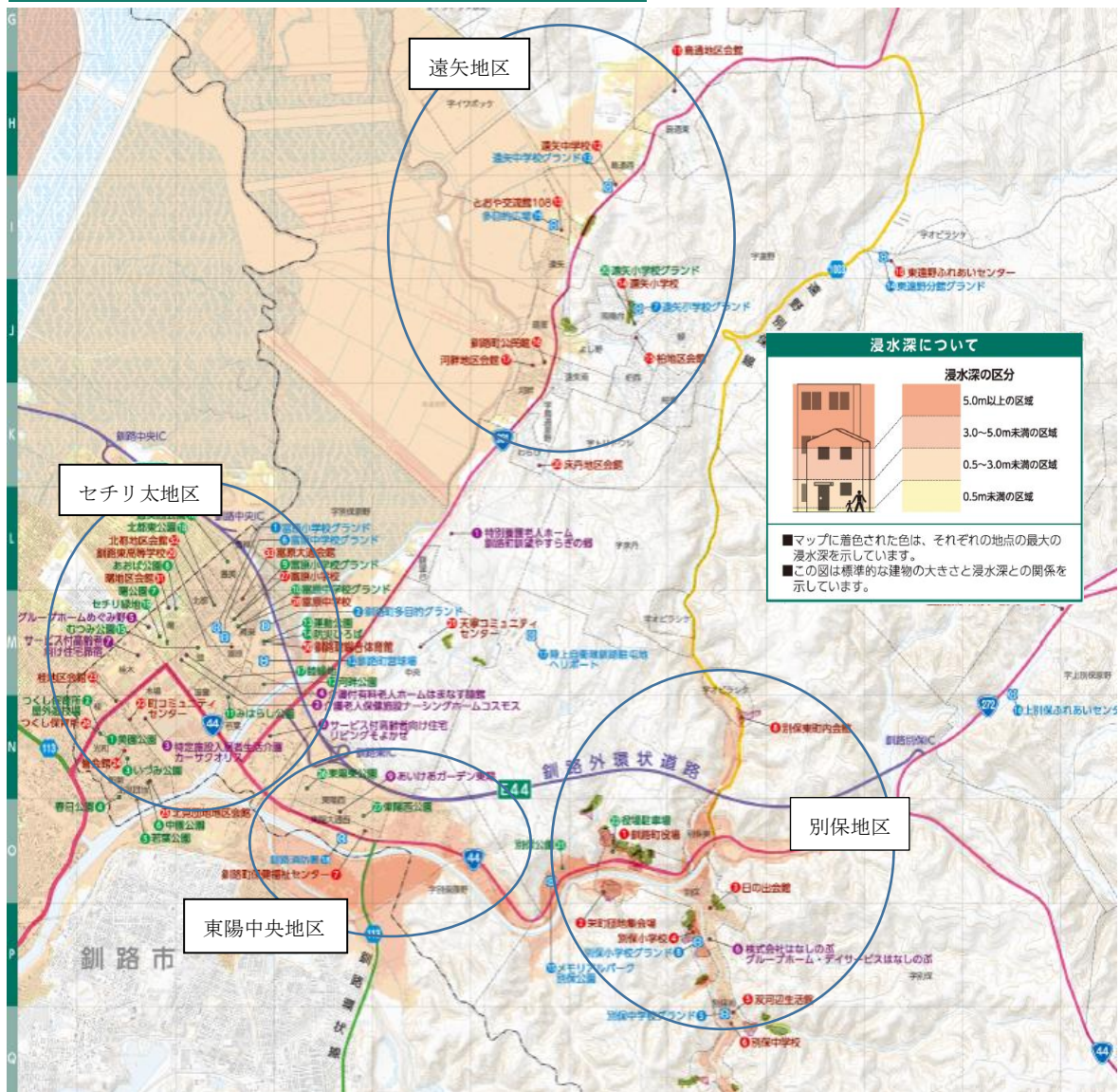


(洪水：釧路町洪水ハザードマップ)

釧路町は一級河川である釧路川及び別保川の河口に位置しており釧路川の流れて市街地が形成されている。釧路川・別保川が氾濫した場合の浸水想定区域は釧路町ハザードマップによると町内事業所の約7割が集積しているセチリ太地区が3.0～5.0m、別保地区が5m以上となる区域があり十分な警戒が必要である

地区名	想定される最大浸水深	小規模事業者数
セチリ太地区	0.5m～5m未満	516
東陽中央地区	0.5m～3m未満	86
遠矢地区	0.5m～3m未満	81
別保地区	0.5m～5m以上	20

釧路町洪水ハザードマップ



(出典：釧路町洪水ハザードマップ ※一部編集)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成 29 年の台風 18 号において風害が多大な被害を及ぼした。この台風により、建物被害が 26 棟以上にのぼり、農林・水産業の被害も莫大となった。

なお、気候は、年間を通じて冷涼で、春から夏にかけては海霧の影響をうけるため日照時間が短く、比較的気温が低めである。秋は降水量も少なく晴天が続き比較的温暖で、冬は積雪量が少なく気温は低めである。

《過去における主な災害記録》

発生年月日	災害の種類	被害地区	被害状況
H5. 1. 15	釧路沖地震 震度 6	町内全域	人的被害 重症 4 名 軽傷 37 名 水産被害 2 件 (漁協施設等) 商工被害 849 件 公立文教被害 9 件
H6. 10. 4	北海道東方沖地震 震度 6	町内全域	人的被害 重症 2 名 軽傷 14 名 家屋被害 半壊 13 件 一部損壊 30 件 土木被害 町道 12 路線 (亀裂、崩壊)
H15. 9. 26	十勝沖地震 震度 6 弱	町内全域	人的被害 軽傷 20 名 家屋被害 半壊 12 件 一部損壊 154 件 土木被害 町道 2 路線 (亀裂、陥没) 農業被害 営農施設被害 水産被害 岸壁等の破損 商工被害 建物・設備被害、商品破損
H16. 11. 29	釧路沖地震 震度 5 強	町内全域	人的被害 軽傷 7 名 住宅被害 一部損壊 1 件 土木被害 町道 2 路線 (亀裂、陥没) 商工被害 17 件 (建物、設備被害) 36 件 (商品被害)
H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震 釧路町震度 4 津波最大高さ 208 cm 観測	町内全域	水産被害 漁船、漁具、水産施設の被害 (漁業被害額 340, 782 千円) 車両被害 4 件 (海水着水) 避難勧告・指示 2 地区 612 名避難
H25. 9. 16	大雨による洪水	町内全域	住宅被害 床上浸水 79 棟 床下浸水 83 棟 避難勧告 598 名 (別保地区)
H29. 9. 18	台風 18 号による大雨	町内全域	住宅被害 一部損壊 26 棟 農林、水産被害 14 件 停電 最大約 150 戸

(出典：釧路町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) や新型インフルエンザといった感染症は、人から人に持続的に感染し、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者等の状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

業種別内訳	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	197	189	町内に広く分散
製造業	71	61	〃
卸売業	22	22	市街地に集中
小売業	193	183	〃
飲食・宿泊業	83	78	〃

サービス業	129	129	町内に広く分散
その他	51	51	〃
合計	746	713	

(釧路町商工会独自データ)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
釧路町防災会議条例	S37.11	
釧路町地域防災計画	R3.3改定	
防災訓練の実施	年1回	総合防災訓練の実施
	随時	各種防災訓練・研修の実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料(48,000食)、飲料水(2,700ℓ) アルファ米・粥・ストーブ、発電機、照明器具等、救急セット、電源ドラム、備蓄毛布

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
リスクマネジメント資料配布	R3.10	チラシ配布 300部
損害保険への加入促進	R3.10	チラシ配布 300部
事業継続力強化計画の周知	R3.12	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	R3.12	広報記事掲載
防災対策についての対応	R3.12	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について十分に周知されていない。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄が行われていない。
- ・リスクファイナンス対策として保険の必要性が十分周知されていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・災害発生時における連携体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害が発生した際は速やかな復興支援が行えるよう、また、地域内において感染症発生の際は速やかに拡大防止策を行えるよう組織内の体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

(独自データ：令和3年3月31日現在)

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (独自データ)	策定目標 (BCP・事業継続力強化計画)				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	197	189	5	5	5	5	5
製 造 業	71	61	3	3	3	3	3
卸 売 業	22	22	1	1	1	1	1
小 売 業	193	183	5	5	5	5	5
飲 食 業	83	78	3	3	3	3	3
サービス業・その他	180	180	5	5	5	5	5
合 計	746	713	22	22	22	22	22

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、小規模事業者の多いセチリ太地区や災害区域（津波：昆布森地区、洪水：別保地区）を優先し、おおむね5期（25年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し、災害・感染症等のリスクを認識させるとともに、事前対策として計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	発災後・感染症発生時に速やかな復興支援が行えるよう、組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて釧路町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

釧路町	釧路町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録や北海道士砂災害警戒情報システム等の資料を用いながら、事業所立地場所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明する。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP及び事業継続力強化計画の取組状況の確認（年1回実施）

（独自データ：令和3年3月31日現在）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	フォローアップ件数				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	197	189	5	5	5	5	5
製造業	71	61	3	3	3	3	3
卸売業	22	22	1	1	1	1	1
小売業	193	183	5	5	5	5	5
飲食業	83	78	3	3	3	3	3
サービス業・その他	180	180	5	5	5	5	5
合計	746	713	22	22	22	22	22

・町、商工会並びに、関係機関を交えた釧路町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震等）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認
訓練提携先	釧路町産業経済課商工観光係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町と協議し、策定する。

（2）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。
そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可能性、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する）。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・ 釧路町災害対策本部の方針に従い、釧路町産業経済課と連携をとり実施に向けた 役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は自身の安全確保を優先し、安全が確保されてから出勤する。
- ・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・ 町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・ 予想されない重大な災害が発生したとき ・ 気象特別警報が発表されたとき 注) 職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身の安全を最優先し、警報解除後に出動する。	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・ 町内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ 町内に震度 4 の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・ 必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

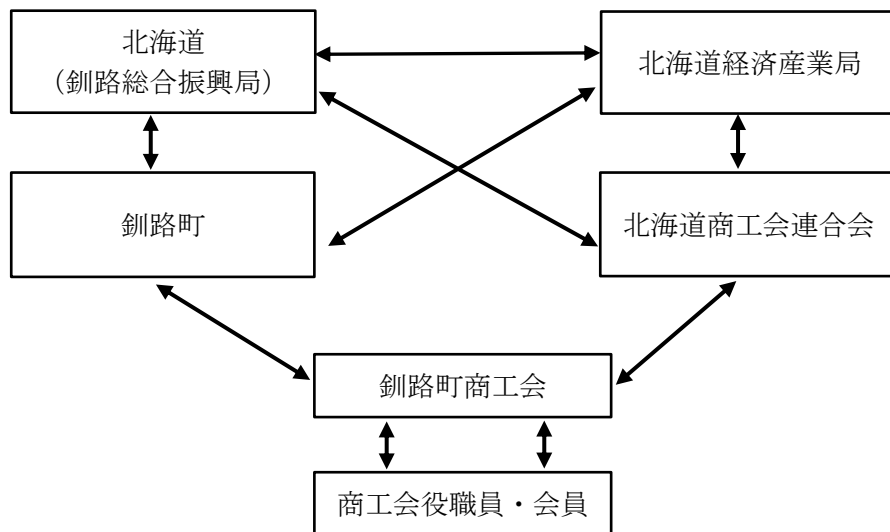
(3) 発災時における指示命令 系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる連絡体制を構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当商工会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ町と定めた方法により確認しておく。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて報告する他、別途指示があった方法にて報告する。

- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住 所	業 種	被害額	被害状況 (建物・機械設備・商品など 詳細に記載)
1				
2				
3				

＜災害情報等報告取扱要領の報告方法＞



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細をあらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

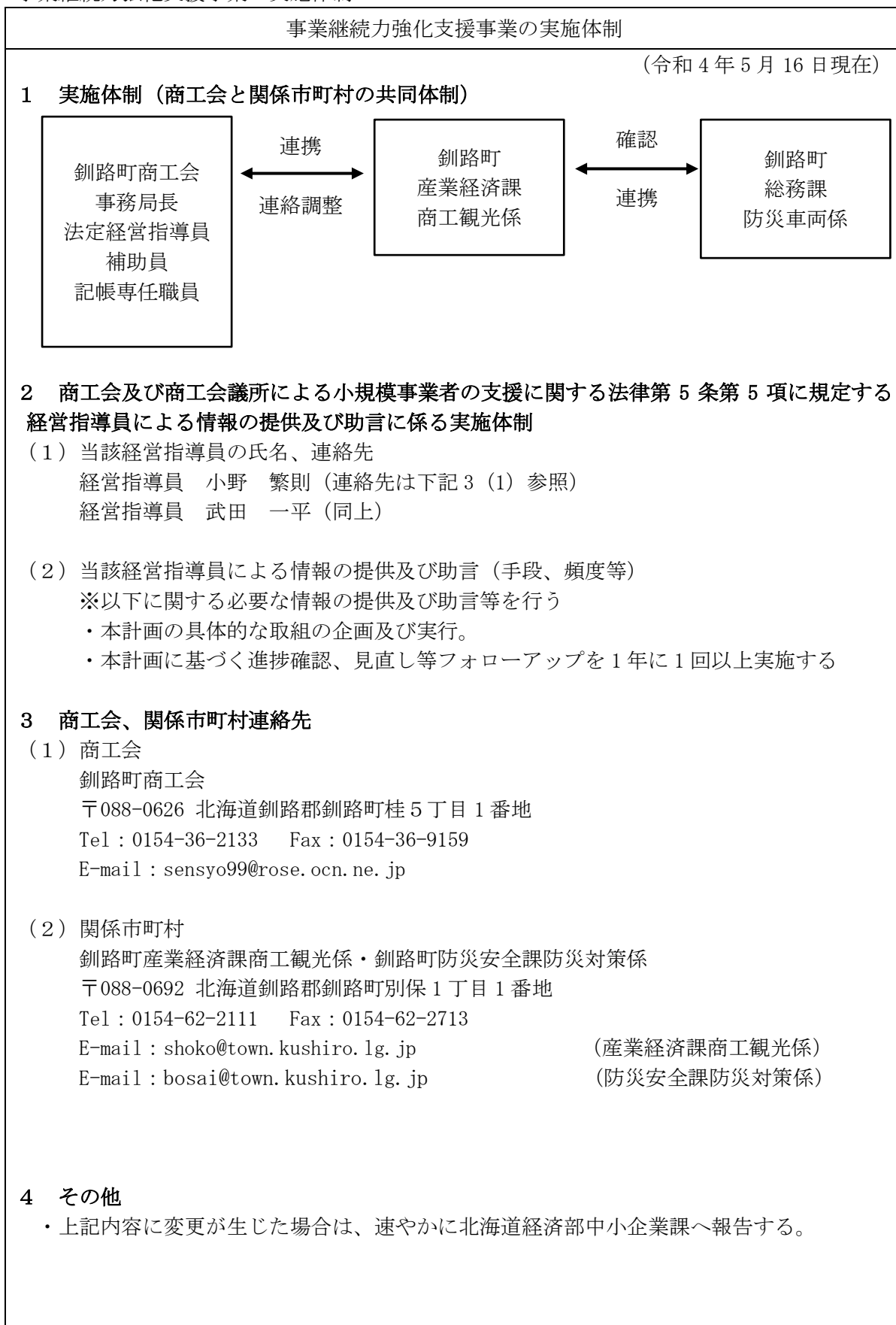
- ・釧路町と商工会とで協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、釧路町・釧路町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンプ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料、国補助金、道補助金、町補助金、受託収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。